

## 大阪市サービスカウンター広告募集要項

大阪市サービスカウンターの壁面に広告枠を設け、次のとおり募集します。

### 1 施設の概要

#### (1) 名称・所在地

大阪市梅田サービスカウンター

(大阪市北区梅田1丁目大阪駅前ダイヤモンド地下街5号)

#### (2) 開庁時間

平日(月曜日から金曜日) 9時から19時

土曜日、日曜日、祝日 10時から19時

年末年始(12月29日から翌年1月3日)を除く日。ただし、システム作業のため臨時休業する場合もあり。

#### (3) 年間請求件数

約8万9千件(令和5年4月~令和6年3月実績)

### 2 募集内容

#### (1) 募集する広告の種類と枠数

B2縦ポスター (縦728mm×横515mm) 最大サイズ 4枠

広告掲載箇所付近に、次の文章を表記します。

「広告に関する一切の責任は、広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません」

#### (2) 広告掲載場所

別添資料参照(広告の掲載位置については指定できません)

#### (3) 広告掲載期間

- ・広告掲載期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日(1ヶ月単位)とします。
- ・広告を掲載する期間は毎月1日~月末までとなり、掲載希望者は掲載期間を指定できます(月の途中から掲載した場合も掲載期間は月末までとなります)。
- ・広告内容変更申請書(第7号様式)を提出することにより掲載期間中の広告の差し替えが可能です。

### 3 広告掲載の制限・広告内容による制限

大阪市広告掲載要綱第4条及び大阪市市民局所管資産広告掲載要綱第4条から第6条までの規定をご確認ください。

### 4 広告料

- ・価格競争方式を導入しています。
  - ・広告料は申込み時に広告掲載申込書（第1号様式）に広告枠1枠1月あたりの金額を記入いただきます。
  - ・月の途中から掲載を希望する場合、広告料は掲載開始日から当月の末日までの金額を1月あたりの金額として記入いただきます。
  - ・広告料については最低制限価格（非公表）を設けています。  
最低制限価格は1日から月末まで掲載する場合 月の途中から月末まで掲載する場合のいずれの場合についても同じ価格を1月分として定めています。
  - ・既定の枠数を超える申込みがあった場合は最も高い金額を記入いただいた方から順次広告掲載者として決定していきます。
- （詳しくは大阪市市民局所管資産広告掲載要綱第9条から第11条までご確認ください）

## 5 申込方法

広告掲載申込書（第1号様式）をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、「サービスカウンター壁面広告掲載申込書在中」と朱書きした封筒に入れて大阪市市民局総務部住民情報担当（郵送事務処理センター）までお送りください。

申込書送付先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市市民局総務部住民情報担当（郵送事務処理センター）

申込書提出期限

各月1日から掲載希望の場合：当該月の前々月の15日までに必着

月の途中から掲載希望の場合も1日から掲載希望の場合と同じ期限です

例：8月1日から掲載希望の場合、6月15日までに必着

申請から掲載までの流れ

広告掲載申込書を提出いただいた方について広告掲載者として決定し通知します。

広告の原稿をご提出ください。

提出いただいた原稿の審査を行い当該原稿による広告の掲載を承認し通知します。

掲載する広告を送付ください。

大阪市市民局において広告料の納入確認が完了次第広告を掲載します。

（詳しくは大阪市市民局所管資産広告掲載要綱第10条から第13条をご確認ください）

## 6 その他

- ・広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また掲載内容等について市が推奨するものではありません。
- ・申込みにあたっては大阪市広告掲載要綱及び大阪市市民局所管資産広告掲載要綱を十分に確認してください。